

[トップ](#)[朝刊・夕刊](#)[LIVE](#)[Myニュース](#)

加熱式たばこのルール、禁煙場所でトラブルも

[家計の法律クリニック](#)[フォローする](#)

2022年9月22日 5:00 [有料会員限定]

[保存](#)

Case135: 同僚と居酒屋へ行ったところ、周囲の客が皆、「たばこ型の機器」を吸っていました。煙は出ないのですが、独特の臭いで気分が悪くなり、間もなく店を出ました。法律でたばこは喫煙室でしか吸えなくなつたと思っていたのですが、最近見かけるこうした製品は規制対象ではないのですか。

いわゆる「新型たばこ」のことではないかと思います。私は随分前に禁煙したので経験したことがありませんが、最近は煙が少ないなどの理由で愛好者が増えていると聞きます。新型たばこと呼ばれるものには大きく「加熱式たばこ」と「電子たばこ」があり、両者は異なるものです。

加熱式たばこはタバコの葉を加工したものに加熱するための電子機器を使って霧状の粒子を発生させ、その中に含まれるニコチンを吸う製品です。通常の紙巻きたばこと見た目は異なりますが、成分は紙巻きたばこと同じ「タバコの葉」なので、たばこ事業法でも「たばこ製品」に分類されます。

また、「健康増進法の一部を改正する法律付則」（改正付則）は「たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの」を「指定たばこ」と定め、厚生労働省の告示でこれが「加熱式たばこ」となっています。

電子たばこは、タバコ葉を使用せず、液体（リキッド）を電気加熱し、発生する蒸気を味わう製品です。日本国内の電子たばこにはタバコ葉が含まれていないので「たばこ製品」としては販売されていないようです。相談者が遭遇したのが加熱式たばこか、電子たばこかは分かりませんが、本稿は主に加熱式たばこという前提で話をします。

法律で「屋内禁煙」も例外多く

2020年4月から改正健康増進法が全面施行され、飲食店を含む、人が多く集まる施設は原則として屋内禁煙となり、違反者には罰則が適用されることになりました（case:70「[標識は確認した？ 東京は国より厳しい飲食店禁煙条例](#)」参照）。ところが全面禁煙が原則ではあるものの、（1）喫煙専用室を設けた場合（2）加熱式たばこ喫煙室を設けた場合（3）既存かつ経営規模が小さい店舗が一定の要件を充足した場合は例外として喫煙が認められることになりました。さらに、（4）葉巻やたばこを楽しむことを主目的とする「シガーバー」などを念頭に置いた「喫煙目的店」も全面禁煙の例外と定められています。

しかしこれがやや脱法的に用いられ、外見は普通の飲食店ながら、法の扱いは「施設利用者に対して対面によりたばこを販売し、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的」とする店舗として店内で全面喫煙させている例も見受けられます（case:85「[飲食店『原則禁煙』に抜け穴？ 健康増進法の例外](#)」参照）。

いずれにしても、加熱式たばこも「たばこ製品」である以上、健康増進法の適用を受け、飲食店などでも店内では禁煙が大原則です。ただし、一定の例外要件を充足する場合には喫煙が認められます。前述のとおり、その例外要件としてたばこの煙の流出を防止するための技術的基準（出入り口において室外から室内に流入する空気の気流が毎秒0.2メートル以上であること等）をクリアした喫煙室を設置することがメインになります。

ところが、どういうわけか、通常の紙巻きたばこと加熱式たばこの取り扱いに差が設けられています。それは、加熱式たばこの場合、紙巻きたばこでは認められていない喫煙室での飲食が認められているのです。

喫煙室といえばガラス張りの狭い空間で密集してたばこを吸っている姿を想像し、なぜあんなところで飲食するのだろうと思われるかもしれません。しかし、発想を転換してみると、喫煙室での飲食は不自然でなくなります。

改正付則によれば、喫煙室は健康増進法施設等の屋内の場所の「一部」の場所に設置することができるが「全部」の場所に設置することはできない旨規定されています。喫煙室と非喫煙スペースとの面積割合については何も定められていません。屋内の場所が複数階に分かれている場合、1つの階または複数の階全体を喫煙室とみなすことが可能である（フロア分煙）とも規定されているのです（ただし、この場合は煙が他の階に流出しないように天井や壁等により区画されていることが必要）。

つまり、店舗の大半を「喫煙室」とし、ごくごく一部に非喫煙スペースを設置することも可能というわけです。店舗内のほぼ全域で加熱式たばこが吸え、そこでビールを飲んだり食事を取ったりできるので、利用客から見た店のルールは「店内すべてで喫煙可」となるのではないでしょうか。改正付則には抵触していると思われますが、実際、繁華街を歩くと複数の居酒屋が「全席で加熱式たばこが吸えます」と表示しています。

相談者は気づかずに入店したのだと思いますが、このような飲食店は店のほぼ全体が「喫煙室」だという認識が必要です。加熱式たばこの蒸気には、ニコチンをはじめとする有害物質が含まれており、紙巻きたばこよりも影響が少ないかどうかは、まだわかつていないうちです。健康被害を気にする非喫煙者は、このような飲食店は避けるのが無難です。

経過措置には疑問

健康増進法改正に伴い、加熱式たばこについて喫煙室内での飲食を認める扱いは「経過措置」とのことです。そのような経過措置がどうして必要なのか、個人的には大いに疑問を持っています。最近、電車内や球場での無軌道な加熱式たばこ喫煙に起因して発生した事件やトラブルが報じられています。紙巻きたばこと扱いを区別しているため、喫煙者の側に「加熱式たばこならどこで吸ってもよい」という誤った意識が広がっているのではないかと懸念しています。

ちなみに健康増進法の改正案には、電子たばこは含まれないため、法律上はどこで吸っても違法ではありません（いずれ法規制が必要だと思います）。しかし、非喫煙者の多くは加熱式たばこと電子たばこの違いは分からぬでしょう。せめてマナーとして、紙巻きたばこや加熱式たばこと同様に喫煙所で吸ってもらいたいものです。

改正健康増進法の施行から2年以上経過しましたが、前述したような「抜け穴」的な「喫煙目的店」が増えているばかりか、要件をまったく充足していないと思われるのに「喫煙可能店」を表示して営業している飲食店、あるいは何も表示せず実際には店内での喫煙を許容している飲食店なども見受けられるようになりました。「なくそう！ 望まない受動喫煙。」を旗印に改正されたはずの健康増進法が絵に描いた餅にならないよう、違反者への取り締まりを徹底してもらいたいと思います。

志賀剛一 (しが・こういち)